

教養セミナー「映画で考える憲法問題」の実践例と課題について

中島宏（山形大学人文学部）

はじめに

2014年度および2015年度に引き続いて、本年度も3年連続で基盤教育ベストティーチャー賞を拝受した。まずもって、資料の印刷等のご支援を頂いている学生センター基盤教育担当の皆さまに感謝申し上げたい。また、私の担当する講義を履修してくれた多くの学生の皆さんにも感謝申し上げます。履修者の反応こそが、授業改善の重要な糧となっている。加えて、同賞受賞者に集中傾向が見られるということで、連続受賞禁止規定が新設されたと聞き及んだ。ご迷惑をおかけして大変申し訳ない。

本稿においては、教養セミナー「映画で考える憲法問題」の実践例と課題についてご紹介させて頂きたい。教養科目「日本国憲法」の実践例と課題については、既に本年報9号（中島2015）および10号（中島2016）において検討・報告させて頂く機会に恵まれた。「日本国憲法」の講義は、大人数・大教室という前提条件の下で、いかにして履修者の関心や双方向性を確保するのかという点に重きを置いて工夫を重ねてきたところである。

一方で基盤教育においては、「日本国憲法」やスタートアップセミナーと併せて、教養セミナーも担当してきた。2011年度以来これまでに4回担当して得た成果について、極めてささやかではあるが、この場をお借りして振り返ってみたい。私が担当した教養セミナーについては、年度を重ねるごとにその授業形態を大きく変えてきた。当初は少人数の伝統的なセミナー形式であったが、本年度は大教室・大人数でのグループ報告形式となっており、テーマも全く異なるものとなっている。

そこでまず、当初の形態から現在の「映画で考える憲法問題」という形態に至った経緯を簡単にご紹介する(1)。その上で、教室割り当ての事情により生じた前提条件の変化と現在の授業方法を

ご紹介し(2)、同セミナーの利点と課題を確認してみたい(3)。新年度から教養セミナーというカテゴリーは廃止されるが、本年度実施した授業形態自体は今後も継続可能であると思われる。現在までのあり方を振り返ることで、今後の授業改善の足がかりとさせて頂きたい。

1. 経緯

最初に教養セミナーを担当したのは2011年度であり、「マンガ規制について考える」というテーマであった。当時は、東京都青少年健全育成条例が2010年に改正され、漫画・アニメを含む非実写の性的表現に対する規制が可能となった時期であり、法学者や表現者のみならず、様々な領域の専門家から賛否両論の議論がなされていた。学生にとって馴染みやすい題材であり、現在進行形の新鮮な議論を利用できるという点を考慮してこのテーマを選択した。

漫画・アニメは非実写表現であるため、直接の被害者は存在しない。従って、規制を正当化するためには、特に性的・暴力的要素を含む漫画・アニメ表現の「有害性」をいかにして立証するかという点が重要な問題となる。履修者は、表現が「有害」であるとは一体どういうことなのか、そして実写表現と非実写表現で何が異なるのかという、実は深く、難しい問題について取り組むことになる。幸いにも、このテーマを分析した新書（長岡2010）が出版され、同セミナーにおいても大変重宝した。

漫画・アニメ規制を題材とした教養セミナーは、2011年度と2012年度に開講し、履修者数は前者が37名、後者が83名であった。上記新書をテキストとし、補足資料を配布しつつ、グループごとに報告してもらおうという伝統的なセミナー形式となった。しかし、限界はすぐに見えてきた。2010

年前後は盛り上がった議論もやがて収束・低調化の兆しが見られ始めたし、なにより限られた領域での問題であるため、話題の豊富さという点ではやはり不足の感があった。一部の履修者からも「議論は尽くされたのではないか」との声が上がった。

そこで、2014 年度に再度教養セミナーを担当するにあたって、テーマを大きく変えることとした。幸いなことに志田陽子編『映画で学ぶ憲法』の執筆に参加する機会を頂いていたため、同書をテキストとしたセミナーを設計することにした。同書は、歴史的イベントや社会問題を題材とする映画作品を多数紹介しつつ、そこに登場する憲法上の問題（人権論・制度論）を検討する入門書であり、基盤教育の履修者にとっても使いやすいく考えた。しかし、予想外だったのは履修者数が大幅に増えたことである。

2. 条件と方法

2014 年度に教養セミナーを担当するにあたって最も驚いたのは、大教室を割り当てられたことである。教養セミナーとして開講される科目は、おおよそ 20～40 人程度の履修者数が想定されているものと思い込んでいた。割り当てられる教室も、一般的にはその程度の収容人数が想定されていたように思われる。しかし、同年度に割り当てられた教室は、300 人収容の大教室であった。初日に教室に赴くまで、不覚にもそのことに気付かなかったため大変驚くこととなった。

実際の履修者数も、2014 年度は 203 名、2016 年度は 236 名となった。このような規模で教養セミナーを実施するというは全く想定していなかったため、抽選による減員と教室変更も考えた。しかしながら、2012 年度規模の 80 名程度まで減らすとしても、100 名を優に超える学生の履修希望を断るということになり気の毒に思われた。そこで「物は試し」と、この人数を前提条件とした教養セミナーの実施を検討することにした（無謀な試みではあったが）。

基本的なセミナーのあり方は、次の通りである。まず、学生の負担とならないようテキストに登場する映画作品の DVD を、全てではないが出来るだけ多く、私費および教育研究費を使って事前に購入した。DVD を教員が提供できない映画作品を学生が希望する場合には、学生負担でレンタルしてもらったこととした。教員は履修者に作品内容を説明できるよう、事前に鑑賞しておく必要がある。

授業初日は、ガイダンスの中で貸し出し可能な DVD リストを配布し、各作品の概要を説明する。2 回目の授業で報告したい作品ごとに早速グループ分けを行い、各グループで幹事を選出してもらう。幹事は、主に名簿作成と連絡役を担当する。また、成績に反映させるため、報告準備のために特に貢献度の高かった学生の氏名を記録・連絡するよう指示した。3 回目は教員が模擬報告を行い、4 回目以降は前半と後半に分けて、2 グループずつの報告を始める。

同セミナーの一番の特徴は、授業時間外の映画鑑賞会の実施である。DVD をグループごとに貸し出し、希望するグループには、鑑賞会の場所としてスクリーンのある教室を教員が予約提供した。実際にはほぼ全てのグループが教室での鑑賞会を選択した。映画鑑賞後に感想や報告内容について話し合い、テキストを参考としながら報告スライドを作成してもらう。映画作品や登場する問題について、ネット上の資料・情報も参照にするよう指示した。

報告においては、作品を観たことのない人にとっても分かりやすいように、映画の魅力や関連する憲法問題を紹介するようお願いした。担当グループは、是非見せたいという重要シーンを事前にいくつか選び、そのシーンの上映を挟みつつ、スライドでプレゼンテーションを行うことになる。報告を担当しない履修者は、感想カードに報告の良し悪しや感想を記入し提出する。成績評価は、毎回の感想カードの提出（30 点）、報告の充実度（30 点）、学期末のレポート（40 点）を評価して

行う。

3. 利点と課題

上記のような条件と方法の下で教養セミナー「映画で考える憲法問題」を実施した。

利点としては、①学生が普段見ることの少ない「社会派映画」や歴史的な事件を題材とした映画を知る機会となる、②テキストを通して国内外の法的・社会的・政治的問題に触れる機会となる、③授業時間外の学習時間の確保に資する、④スライド作成やプレゼンテーションを実践・評価する機会となる、⑤グループワークを通して他学部の学生と交流する機会となる、といった点がある。実際、履修者の感想にもこの点を指摘したものが多かった。また、生き生きとした素晴らしいプレゼンテーションや、中身の充実したスライドを目にすることができたことは大変幸いなことであった。

しかしながら、課題もある。①200人を超える履修者を受け入れたため、まずグループ分けが大変であった。2回目および3回目に希望の映画作品ごとにグループを作ってもらったが、200名の履修者を仕分けするのに非常に苦労した。②また、3名から20名ほどまで、各グループの人数規模に差が出た。少人数のグループは意思疎通も容易で相互の協力度も高い様子であったが、大人数のグループはまとまりに欠け、報告準備の負担もやる気のある学生に集中した様子であった。

③実際、当日の報告ぶりを見ていても、明らかに報告内容を理解していない学生（あるいは映画自体を観ていないかもしれない学生）、ただ立っているだけの学生、他の誰かが用意したメモを棒読みするだけの学生（酷い場合にはメモに書いてある漢字を読むことができない学生）が含まれるグループが散見された。これらのグループの報告については、幹事と一部の学生だけで準備されたことが目に見えて明らかであった。負担が自身に集中した学生や、他グループのやる気のない報告を目にした学生の中には不満を覚えた者もいたよう

である。

④また、「映画で考える憲法問題」は後期開講であるため、履修者は前期のスタートアップセミナーにおいて効果的な報告の方法を一通りは習得したであろうことを想定していた。しかし、情報量や文字数の多すぎるスライドや逆に少なすぎるスライド、あるいはスクリーンに映し出されたスライドをほとんど参照せずにとだしゃべるだけのプレゼンテーション、すなわち聴衆の存在や反応を全く無視した報告も散見された。報告のスキルは必ずしも学生に浸透していないように思われる。

⑤加えて、200名を超える履修者数でありグループ数も多かったため、各グループの報告回数は1回しか確保できなかった。自分たちの報告について反省点があったとしても、次の報告に生かすという機会までは提供することができなかった。報告の改善点を教員が口頭で説明しても、③や④に挙げたような問題点を含む報告が無くなることはなかった。実践と反省、そして改善のサイクルの実現までは、到底到達することができなかった。

⑥その他、鑑賞会を実施するにあたって教員の負担が大きいことや、ブルーレイディスクを再生することができない教室がほとんどである、といった問題点を挙げることもできる。

上記のような課題を解決するためには、当然のことながら、履修者数を減らす、グループの人数に制限を付ける、報告回数を増やすといった改善策を考えることができる。それ以上のさらなる対応として、例えば詳細な報告マニュアルを作成配布するかどうかといった点については、未だ判断しかねている状態である。大変充実した報告も見られた中で、最初から多くの注文を付けることにも躊躇を覚えるところがある。

おわりに

以上、ご紹介してきたように教養セミナー「映画で考える憲法問題」は、未だ開発途上の講義と言える。大教室への割り当てという偶然ともいえ

る条件を前提としたため、上記のような容易に予想される課題が生じたことも確かである。しかしながら、履修者数が多かったため、多くの学生の多様な反応を観察することができたことは大きな収穫であった。また、不満を覚えた履修者もいたようであるが、映画を鑑賞しながら憲法問題について考えるという趣向や、大勢の聴衆の前でプレゼンテーションをする機会を楽しんでくれた履修者も少なくなかった。全体の履修者数を減らした方が学生にとっての効用が増えるのかどうか、更なる検討が必要かもしれない。

いずれにせよ、基盤教育の実施と授業改善にあたってなにより問題となるのは、業務が増え続けているという現実である。学内外の業務に忙殺される中で、余裕をもって学生に接するということが難しくなっているのではないかと強く反省した。本稿でご紹介した教養セミナーの実施にあたっては、講義当日や鑑賞会において、常に笑顔で学生に対応できたとはとても言い難い。改めて現状の仕事のあり方について、改善の必要性を自覚した次第である。

参考文献

- 長岡義幸 2010『マンガはなぜ規制されるのか—「有害」をめぐる半世紀の攻防』平凡社新書
- 中島宏 2015「教養科目『日本国憲法』の実践例と課題について」山形大学高等教育研究年報 9号 16-20頁
- 中島宏 2016「山形大学における法学教育の意義に関する覚書」山形大学高等教育研究年報 10号 20-24頁
- 志田陽子 2014『映画で学ぶ憲法』法律文化社